

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月11日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

送泥管（錦磯子線）緊急対応工事

2 履行（納品）場所

中区根岸町2丁目85-5地先ほか

3 契約日

令和8年8月28日

4 履行日又は履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

5 契約予定概算額

¥76,000,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 株式会社長野工務店 代表取締役 長野 真行

所在 神奈川県横浜市戸塚区小雀町1137

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中部水再生センターでの水処理に伴い発生する汚泥を南部汚泥資源化センターへ圧送するための送泥管について、管体が著しく腐食していることが判明しました。

早急な措置を行わないと、汚泥が漏洩し、下水処理機能停止等の甚大な影響を及ぼすため、送泥が可能になるよう、緊急的に送泥管の修繕工事を行います。

8 契約の相手方の選定理由

当該工事は、管の加工等を伴う送泥管の敷設工事であり、送泥の切替等に当たっては水再生センターと密に調整を行う必要がある工事です。そのため、本件緊急工事の施工にあたり、近隣現場である南部水再生センターにおいて配管等工事を施工しており、本件を迅速に履行できる体制を備え、現場を熟知するとともに十分な技術力を有していることから選定しました。

9 所管課

下水道河川局下水道施設部施設整備課